

一般競争入札公告

沖縄県立宮古病院が発注する「沖縄県立宮古病院 CT-1 冷却塔充填材取替修繕」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 24 日

沖縄県立宮古病院長 川満 博昭

1 入札に付する事項

- (1) 契約名：
沖縄県立宮古病院 CT-1 冷却塔充填材取替修繕
- (2) 履行場所：
沖縄県立宮古病院内
- (3) 当該業務の要件等：
入札説明書及び仕様書による
- (4) 履行期間：令和 9 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本契約に関し、仕様書に示す各項目を満たすものを供給することができ、点検整備の体制が確立されていること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請期日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止、または指名除外の措置を受けた者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続き開始の申立てがなされている者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの。

4 入札参加資格の申請方法等

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に次の場所に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書および資格確認資料を提出しない者、ならびに競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 法人登記簿謄本の写し（最新のもので、6ヶ月以内に交付されたもの）

ウ 直近の貸借対照表、損益計算書その他財産及び損益の状況を示す書類

エ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に關し滞納がないことを証する書類（発行後、3か月以内のもの）

沖縄県の現在の入札参加資格登録業者名簿に記載のある者については、イ～エの書類の提出は不要とする。

(2) 提出先

沖縄県立宮古病院総務課 設備調達係 担当（久手堅）

〒906-0013 宮古島市平良字下里 427 番地 1

電話番号 0980-72-3151 FAX 番号 0980-74-3105

(2) 提出期限

この公告の日から令和8年10月2日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）とし、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

ただし、一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）のみメールでも受け付ける。

(4) 提出方法

持参もしくは郵送（書留もしくは特定記録郵便による）で提出すること。なお提出された書類は返却しない。

(5) 入札参加資格の確認結果通知

電話または書面（メール含む）により通知する。

(6) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

(7) 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届（任意様式）を提出しなければならない。

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地および電話番号

ウ 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

エ 使用印鑑

オ 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

カ 電話番号

(8) 資格の取消し等

ア 入札参加資格を有する者が3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県病院事業局が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

5 入札及び開札の日時等

(1) 日時 令和8年10月7日（水）10時30分

(2) 場所 沖縄県立宮古病院 3階講堂

6 入札および契約の手続きにおいて使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県病院事業局財務規程第132条の規定により、見積った契約金額（消費税込み）を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を一括して納付することまたはこれに代わる担保を納付または提供すること。

8 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県立宮古病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限（契約期間満了日）が到来する2つ以上の契約を全て誠実に履行し、その実績を第2号様式にて提出し、認められた場合

9 契約保証金

落札者は、沖縄県病院事業局財務規程第133条の規定により、契約金額の100分の10以上に相当する金額を一括して納付することとする。

10 契約保証金の免除

契約保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立宮古病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (3) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限（契約期間満了日）が到来する2つ以上の契約を全て誠実に履行し、その実績を第2号様式にて提出し、認められた場合

11 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書（第7号様式）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には業務名および業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が行う場合で委任状（第4号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届（第5号様式）を4(2)に掲げる場所に持参、郵送、またはメールすること。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。（(4)又は(5)に該当する場合を除く。）

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格を持って申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、再度の入札は3回（1回目の入札含む。）までとする。
- (4) 再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

15 その他

- (1) 申請関係書類、入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札に代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (3) 入札参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとする。
- (5) 当該公告等に定めのない事項については、地方自治法（昭和23年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県病院事業局財務規程に定めるところによる。

16 本案に関する質問・回答

質問については、質問書（第3号様式）に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。
質問事項がなければ提出は不要とする。

(1) 提出期間

公告日から令和8年10月2日（金） 午後5時まで

(2) 提出方法

メールによる。提出期間を過ぎたものは受け付けない。

(3) 回答方法

質問書を受理した日から7日以内に質問者を含む全ての参加者に対して、メールにより回答する。（質問事項全てに対して回答ができるとは限らない）

17 注意事項

- (1) メールする場合は、次の宛先にメールすること。
xx036048@pref.okinawa.lg.jp（代表）

- (2) 契約後は、請求書注意事項に沿った請求書により請求すること。
- (3) 質問事項がメールによりがたい場合は、郵送も可能とする。